

法を学び始める人へ

みなさんは公法を学び始めようとしています。

公法は国や地方公共団体、さらには国際社会に関わる法です。これを勉強するという事は大きな意義があります。なぜなら、従来よりもわれわれ1人1人の生活が、国、地方公共団体、国際社会からますます大きな影響を受けているからです。公法を学習すれば、みなさんが社会で活躍する場がひろがり、みなさんにとって大きなプラスとなることでしょう。そのうえ、みなさんが、よりよい国際社会、国家、社会、職場や家庭を築いていくのにも、公法の勉強が役に立つはずです。やる気が湧いてきましたか。

しかし、法をこれまであまり勉強したことがないし、法律は専門用語ばかりでむずかしそうだとも思っていないませんか。高校までの勉強を終えた人なら大丈夫です。そのような人に法と公法の基礎を学んでもらうために本書が企画されました。

われわれ執筆者は、みなさんに公法の全体像を把握していただくとともに、公法の最も基本的な考え方や基礎知識を習得してもらえるように努めました。これらは、公法や他の法を本格的に学ぼうとする人にとって、ぜひとも最初にしていただきたいことだからです。また本書を通して、みなさんは、これから公法に関して勉強すべき課題、考えるべき課題も知ることができます。

本書は、みなさんがよく見聞きするいくつかの事項にしぼって、公法の初歩をできるだけ平易に記述しています。しかし注意してほしいことがあります。ただ漫然と文字面を追うのではなく、よく考えながら読むということです。また本書の説明で参照規定を示しているときには、必ず各自、「六法全書」でその規定を確認しましょう。「六法全書」をみればみるほど理解は正確なもの

なると思っていただいて間違いありません。なお本書には多くの図表があります。これがみなさんの理解を助けてくれるでしょう。また、いくつかある「コラム」では、公法の学びに有益な情報やエピソードに接することができるはずです。

各講末ではみなさんの自習のための課題も掲げておきました。その課題には、本書をきちんと理解すれば答えられるものもありますし、さらに自分で調べたり、考えたりすることが必要な課題もあります。ぜひ、この自習課題によって各自の理解をチェックするとともに、学習を発展させてください。もし課題についての考え方がわからない場合、身近に公法の先生がいれば質問するとよいでしょう。また、独学の場合には本書の「あとがき」にある参考文献を一読することをお勧めします。

本書で「憲法」と表記しているのは原則として「日本国憲法」を指します。法律名も各講で略称を使っていることがありますので注意してください。また、法の初学者にとって理解しやすくするために、あえて細かな説明をはぶいたり、大まかな記述だけをしていたりするところがあります。この点あらかじめご了承ください。本書での学習に続き公法の勉強をさらに進めていくと、本書の記述が細かな部分で中途半端であることがわかるでしょう。そのとき、みなさんは自分の公法の理解がレベルアップしたと確信していいはずですよ。

本書は、甲南大学法学部において2004年以来毎年行ってきた「公法入門」の講義で、公法担当教員全員が積み重ねてきた経験をもとにして、出版しました。本書が入門講義の形式をとっているのはそのためです。もちろん本書の内容は諸先生方や諸学兄の研究成果に負うことが大きいのですが、文献の引用などは一切はおかせさせていただきました。この点もお許しください。なお、われわれは法学入門教育の観点から本書をさらによいものにしたいと望んでいます。この点について、本書を手にといただいた先生方、学生諸君その他読者の方々のご意見をお聞かせください。

本書を通して多くの方が公法を学び始め、法を学ぶ基礎を習得し、さらに勉強しようとの意欲を強くすることを願ってやみません。そのうえ本書がみなさん

各自の幸せな生き方に少しでもお役に立てばこのうえもなく幸いです。

では公法の学びを始めましょう！